

まつしげ町 MATSUSHIGE TOWN

No. 67  
2017.3

# 議会だより

平成28年  
第4回定例会



2017年 初日の出

## 目次

- 議決の結果及び内容…………… 2ページ
- 町政に対する一般質問…………… 3ページ
- 常任委員会委員長レポート…………… 6ページ
- 全員協議会報告…………… 9ページ
- 意見書を提出しました…………… 10ページ
- 平成28年度松茂町議会議員研修…………… 11ページ
- 第60回町村議会議長全国大会／編集後記…………… 12ページ

発行／徳島県松茂町議会  
編集／松茂町議会広報特別委員会  
〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30  
TEL 088-699-8720 FAX 088-699-6010

## 議決の結果及び内容 (詳しくは町HPの会議録をご覧ください。図書館でも閲覧可能です。)

議案番号	件名及び内容	議決年月日	議決の結果
議案第55号	<b>松茂町津波防災センター・中央庁舎動産の買入について</b> ◆契約金額：4,133万1,600円 契約の相手方：有限会社松竹堂	28年11月29日	原案可決
議案第56号	<b>職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</b> ◆人事院及び徳島県人事委員会から「公民格差の解消と均衡を図るため、公務員の月例給と勤勉手当などについて、引き上げを行うことが適当である」旨の勧告に準じて、条例を改正する。	28年11月29日	原案可決
議案第57号	<b>特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例</b> ◆国に準じ、条例を改正する。	28年12月14日	原案可決
議案第58号	<b>松茂町津波防災センター・中央庁舎の設置及び管理に関する条例</b> ◆施設の完成に伴い、設置及び管理に関する条例を新たに制定する。	28年12月14日	原案可決
議案第59号	<b>松茂町課設置条例の一部を改正する条例</b> ◆行政改革により、民生部門の一部の事務分掌及び課名を見直したことに伴い、条例改正する。	28年12月14日	原案可決
議案第60号	<b>松茂町印鑑条例の一部を改正する条例</b> ◆平成29年3月から個人番号カードを利用し、全国のコンビニエンスストアで印鑑証明書の交付が可能となるコンビニ交付サービスを開始することに伴い、条例の一部を改正する。	28年12月14日	原案可決
議案第61号	<b>松茂町手数料条例の一部を改正する条例</b> ◆平成29年3月から個人番号カードを利用し、コンビニ交付サービスを開始することに伴い、条例の一部を改正する。	28年12月14日	原案可決
議案第62号	<b>松茂町私債権管理条例</b> ◆私債権の管理、回収を適正且つ効率的に行い、不納欠損処理の適正化を図るため、新たに条例を制定する。	28年12月14日	原案可決
議案第63号	<b>松茂町農業委員会の委員及び松茂町農地利用最適化推進委員定数条例</b> ◆農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行により、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を規定する条例を新たに制定する。	28年12月14日	原案可決
議案第64号	<b>松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例</b> ◆前議案により、農地利用最適化推進委員を追加する。	28年12月14日	原案可決
議案第65号	<b>平成28年度松茂町一般会計補正予算(第3号)</b> ◆既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,149万7千円を追加し、総額を67億4,938万9千円とする。	28年12月14日	原案可決
議案第66号	<b>平成28年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)</b> ◆既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ749万4千円を減額し、総額を19億1,041万7千円とする。	28年12月14日	原案可決
議案第67号	<b>平成28年度松茂町介護保険特別会計補正予算(第2号)</b> ◆既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ539万8千円を追加し、総額を10億6,010万4千円とする。	28年12月14日	原案可決
議案第68号	<b>平成28年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)</b> ◆既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ37万円を追加し、総額を1億6,368万3千円とする。	28年12月14日	原案可決

議案番号	件名及び内容	議決年月日	議決の結果
議案第69号	<b>平成28年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）</b> ◆既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ251万6千円を減額し、総額を1億697万8千円とする。	28年12月14日	原案可決
議案第70号	<b>平成28年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第2号）</b> ◆既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ609万8千円を減額し、総額を4億7,201万2千円とする。	28年12月14日	原案可決
議案第71号	<b>平成28年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）</b> ◆収益的支出においては、給与関係予算の組み替えを行うもので、資本的収入においては、158万8千円を減額し、資本的支出では、260万9千円を減額補正する。	28年12月14日	原案可決
発議第3号	<b>松茂町議会委員会条例の一部を改正する条例</b> ◆民生部門の一部の課名を見直したことに伴い、条例改正する。	28年12月14日	原案可決
	<b>委員会の閉会中の継続調査について</b> ◆総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、広報特別委員会及び地震・津波対策特別委員会は継続調査を行う。	28年12月14日	原案可決

#### 追加議案

発議第4号	<b>参議院選挙における合区の解消に関する意見書</b> ◆参議院選挙における合区解消の意見書を関係大臣等に提出する。	28年12月14日	原案可決
-------	--	-----------	------

均等割といった算定方式もあり、  
つぶく所得割・資産割・平等割・  
総額課税となっていて、なおかつ  
分、後期高齢者医療制度医療  
介護保険制度分といったものの  
総額課税となっていて、なおかつ  
つぶく所得割・資産割・平等割・  
均等割といった算定方式もあり、

## 1 国民健康保険税について



## 春藤 康雄 議員

Q (1) 国民健康保険税（国保税）  
は、国民健康保険制度医療

なかなか理解しづらい制度とな  
なっているが、結果として近年  
課税限度額や税率の変更による  
増額改定を繰り返してきた。こ  
れも国民健康保険制度の財政を  
健全に運営しようとした結果だ  
とは理解できるが、増額改定だ  
けを繰り返すのではなく、そろ  
そろ町として国保税の課税方式  
を根本から検討し直す必要があ  
るのではないか。例えば現在の  
いわゆる町村型の課税方式から  
いわゆる中小都市型に変えるな  
ど、検討する考えはあるか。  
あるいは町の一般会計からの  
国民健康保険財政への支援額の  
見直しを進めてはどうか。  
また、平成三十年から、国民  
健康保険財政の運営責任主体

町政に対する一般質問  
本年四回目、最後の定例会が十一月二十九日から  
十二月十四日にかけて開催されました。二日目に当  
たる十二月一日には一般質問が行われました。  
今回は、性格の異なる三つの分野で、丁寧かつ真  
摯な質疑が行われました。

議会議録は  
松茂町図書館に  
配置してあります

ご意見を聞きたい!

が町から県になることが決まっているが、これに向けての現在の進捗状況はどうか。県との協議が進んでいると思うが、本町住民の負担増や一般会計からの繰出金増額につながらないような要求をしていただきたい。

(2) 国民健康保険に加入している現役世代の大部分は国民年金の第一号被保険者でもある。したがって、国保税だけで家計の負担の軽重を判断するのではなく、国民年金も合わせて判断すべきだと思う。この観点から、家計に過重負担とならないようにするための国保税課税の限度について町の見解を求める。ちなみに他の県内自治体と比べ、本町の課税状況はどうなっているか。

**A** (1) 議員ご指摘のとおり、国保税に関する制度は、簡単に理解できないものかとは思いますが、現在の制度は、国民健康保険財政の継続的な健全運営を図るとともに、住民負担、特に中間所得者層の負担増をできるだけ押さえるというバランスを考えたものです。例えば平成

二十六年度から続いている賦課限度額の増額は、このような趣旨により行われているものと考えています。したがって、現行制度のもとでは、現在、町が行っている、いわゆる町村型の課税方式を変更する考えはありません。

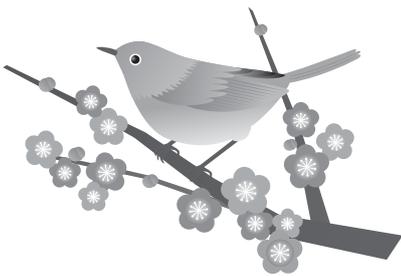
また一般会計からの国民健康保険財政への繰出金については、家計の負担緩和や単年度決算の補填等の観点から、適切な水準を維持していきたいと考えています。

そして議員ご指摘のとおり、平成三十年度からの制度改正に向けて、現在、県と県内各自治体の間でさまざまな協議が進んでいます。現在のところ、平成二十九年十一月に県が国保運営指針を定め、十二月には、それに基づき県の条例改正が行われ、これを受け、平成三十年二月、県内各自治体で国保運営協議会で保険税率を協議し、三月に各自治体の条例改正、すなわち国保税率の改正等を行い、新制度移行を前提にした予算を定める予定になっています。今後、

新制度移行の詳細について、政令・省令等が定められ明らかになってきますので、町も国保保険者として適切に対応してまいります。

(2) 国民健康保険と国民年金は全く目的を異にした制度なので、それを合わせての見解は町は持つておりません。ただ、お尋ねの国保税課税の限度や家計の負担軽減については、低所得者層向けに国保税の軽減制度を用意するなど、配慮しているところであります。

県内他自治体と比べ、本町の国保税の課税状況は、算定方式のうち、世帯別平等割が県内最高額ではありますが、所得割・資産割・均等割の税率は高くなく、応能・応益割についても標準割合に近く、税額自体で見ると、他自治体と比べ、決して高額ではないと考えています。



## 川田 修 議員



### 1 水道配水本管の耐震化と水道事業の広域化について

**Q** (1) 大地震等の災害時に水道管が破裂すると、断水等が発生し、町民生活への影響は大きく、かつ長期化すると考えられる。水道管の耐用年数は四十年程度と言われているが、町の耐用年数超えの老朽管は一・八%と、県内他市町村に比べよい状態になっている。その中で、九月の徳島新聞の記事によると、町は老朽管更新を平成三十二年度までに完了するとあったが、予定どおりに完了するか。

また、老朽管更新とともに水道管の耐震化も急がなければならぬ。町は第五次総合計画の中で配水本管の耐震化の早期完

了をうたっているが、その耐震化計画の策定状況はどうなっているか。例えば計画の基礎となる幹線管路図の作成はできているのか。また、被災時に断水させてはいけない重要な施設への配水管の耐震化は優先的に着手しなければならぬが、そのような施設としてどのようなものを考えているか。

耐震化事業は長期にわたり、多大な費用と思われる。その費用の概算を示し、町民の皆様水道料金の値上げといった形で、どれだけの負担をお願いするのかを早期に示してほしい。

(2)隣の香川県では、直島町を除き、全県で企業団を設立し、水道事業の広域化に取り組んでいる。また、県内では鳴門市と北島町が浄水場の共同整備・維持管理に向け検討を始めたと報道されている。持続可能な水道事業とすることを考える場合、町も例えば板野郡五町と鳴門市の間で水道事業の広域化を考えるとできるのではないか。他の市町村の動きはどうか。また、町として将来の方向性はどうか。

## A

(1)水道配水の老朽管の更新は平成三十二年までに完了するよう、事業を実施中です。

水道管の耐震化計画については、議員からご指摘のありました幹線管路図は作成済みで、本格的な計画策定は平成二十九年以降、早期に策定します。また、どのような施設を念頭において計画を策定するかにつきまして、施設の重要度や優先度を踏まえて、給水拠点となる避難所や医療施設等を考慮しながら基幹管路を決定し、整備計画を策定します。

議員ご指摘のとおり、水道管の耐震化事業は長期にわたり、多額の費用を必要とします。現時点では事業概要及び概算費用は不明ですが、町では平成二十六年に水道料金を一〇％上げたばかりですので、できるだけ現行料金を上げることないよう計画を策定していきたいと考えています。

(2)水道事業の広域化については、町として現時点では考えておりません。というのは、板野郡五町の中で藍住町、板野町、上板

町は地下水を水源としていて、当町と浄水工程が違いますし、鳴門市と北島町の広域化検討は同時期に浄水場の更新時期が来たことに伴うもので、間もなく浄水場の更新が完了する当町とは事情を異にするからです。ただ、今後、県全体として広域連携の動きがあれば、参加も視野に入れながら、動向を注視していきたいと思えます。



## 2 今後の小中学校のプール管理と拠点型について

Q 松茂中学校のプールは、設置後四十五年を経過し、老朽化が進んだとして平成二十四年に使用中止となった。現在、同中

学校の生徒は、隣の北島町のサンビレッジ北島まで出向いて水泳の授業を行っている。

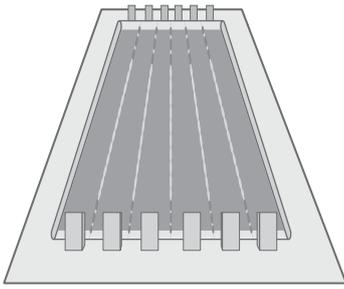
一方、町内の三小中学校のプールの状況は、松茂小学校は築後二十四年、喜来小学校は築後十一年、長原小学校は築後四十四年を経過している。長原小学校の場合、松茂中学校と同様と考えれば、すぐに使用中止になってもおかしくない。松茂小学校も十数年後には使用中止になる可能性がないとは言えない。

町は現在、公共施設等総合管理計画を平成二十九年三月末をめどに策定中だが、ここでは長期的視点を持って、公共施設の更新・統廃合・長寿命化を図り、財政負担を軽減しながら、最適配置を実現するとされている。町では公共施設の約半分を教育施設が占めている。このような中で、右の基本方針に照らし、町の小中学校のプールについてはどう考えているか。

各学校にプールを設置する以外に考えられる対策としては、例えば年間を通じて利用できる拠点型屋内プールを町が建設し、そこを学校の授業に利用するとともに、

空き時間には町民の皆様も利用できるようにする。そうすれば、学校教育に資するとともに、現在、課題となつてゐる高齢者の健康寿命の増進にも役立つと思う。今後十年程度をめどに拠点型屋内プールの建設を検討してはどうか。

将来、もし町内三小学校のプールが使用中止になり、松茂中学校と同様、町の小学生が授業を受けるため、わざわざ隣町まで出かけるとなれば、それが健全な姿なのかと思う。また、便利だからといって、何でも施設を建設しるでは町の財政が追いつかないことも確かに理解はできるが、他市町村にあつて当町にはない施設をつくることは検討してもいいのではないかと思ひ、あえて拠点型屋内プールの建設を提案した次第である。



### A

結論から申し上げますと、議員ご提案の拠点型屋内プールの建設は現在考えておりません。平成二十六年、屋内プールの設置に向け検討を行いました。当時の試算では、北島町等の他自治体の例も参考にした結果、屋内プールの利用者も多く望めず、健全な財政のもとでの維持管理が難しいと判断した経緯があります。

今後の町内三小学校のプールについては、各校とも適時適切な維持管理をしていきたいと考えています。特に長原小学校については、適時適切な補修を行うことで、耐用年数の延伸を図っていきたくと考えています。また将来、もし各小学校のプールが老朽化により使用中止となった場合の対策はまだ検討しておりませんが、町内の他小学校へ赴き、その児童生徒と交流しながら授業を受けることも一案かと考えます。

現在の松茂中学校のように他自治体へ出向き、授業を行うことについては、これも広域行政の一つと考え、ご理解いただきたいと思ひます。

### 常任委員会 委員長レポート

第四回定例会における  
委員長報告は次のとおりです。  
(各会計の補正総額等は、議決の結果及び内容をご覧ください。)

### 総務常任委員会

委員長 森谷 靖

付託された議案四件は、原案のとおり可決いたしました。  
この審議の中で、主なものを報告いたします。

### 特別職の職員で常勤のもの の給与に関する条例の一部を 改正する条例

この改正は、一般職の国家公務員給与の改定に準じ、特別職の国家公務員の給与改定が行われますことから、本町においても国に準じ、条例の改正を行うものです。

改正の主な内容は、新教育長制度の規定の追加と特別職の期末手当を改正するものです。

### 松茂町津波防災センター・中央庁舎の設置及び管理に関する条例

この条例は、松茂町津波防災センター・中央庁舎部分の完成に伴い、地方自治法第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、設置及び管理に関する条例を新たに制定するものです。

なお、この条例の施行期日は、平成二十九年一月一日です。

### 主な質疑事項

**Q** 災害時に避難者が連れているペットの取り扱いはどうするのでしょうか。

**A** この条例では定めていません。実際の運用の中で定めます。

### 松茂町課設置条例の一部を改正する条例

この改正は、庁舎移転を機会に手続きやサービスの関連する町民福祉課、健康保険課の事務分掌及び課名を見直し、新たに住民課、福祉課への再編を行うものです。

なお、この条例の施行期日は、

平成二十九年一月一日です。

## 平成二十八年年度松茂町一般会計補正予算(第三号)(所管分)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億四千四百九十九万七千円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ六十七億四千九百三十八万九千円とするものです。

歳入の地方特例交付金で百四十六万二千円及び地方交付税の普通交付税で三千三百五十三万五千円の増額補正は確定によるものです。衛生費負担金で百五十四万七千円の減額補正は、国民健康保険基金安定負担金で軽減世帯に属する被保険者数の減少により保険税軽減額が減額によるものです。繰越金で四千三百三十万三千円の増額補正は、歳出の補正の財源に充てるものです。雑入で百八十二万三千円の増額補正は、セキュリティクラウド構築費用助成金の追加交付によるものです。

歳出の電子計算費で三百六十四万七千円の増額補正は、マイナンバーの特定個人情報活用等に伴い、

徳島県及び県内自治体が一体的にシステムのセキュリティを高めるため、システムの構築等に要する費用を負担するものです。財政調整基金費で七千四百二十二万九千円の増額補正は、今回の補正による剰余金を基金に積み立てるものです。繰出金で一千七百一十一千円の減額補正のうち国民健康保険特別会計基金安定繰出金が所管分で百八十四万二千円は歳入で説明しましたことによるものです。

### 主な質疑事項

**Q** 補正予算の剰余金を財政調整基金に積み立てたと説明がありましたが、ほかの基金にも積み立てないのでしょうか。積立金の考え方はどうなっていますか。

**A** 本町の基金にはそれぞれ目的がありますので、今回は財源に余裕があるときに積み立て不足するときに取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うため財政調整基金に積み立てました。



## 産業建設常任委員会

委員長 一森 敬司

付託された議案七件は、原案のとおり可決いたしました。

この審議の中で主なものを報告いたします。

### 例 松茂町私債権管理条例

自治体の債権には、公債権と私債権があり、公法上の債権を公債権といい、地方税、国民健康保険税などがこれにあたります。公債権は滞納者に財産調査をすることができ、差し押さえなど滞納処分ができます。

これに対し民法などの私法に基づき発生する債権を私債権といい、学校給食費、水道料金、町営住宅家賃などがこれに該当します。私債権は滞納者の財産調査ができないため、滞納処分もできず、最終的な債権の回収は、裁判所への民事訴訟手続きで債権の回収が可能となります。

そこで、本町における私債権の管理、回収業務を適正かつ効率的

に行うとともに、不納欠損処理の適正化を図るため本条例を制定するものです。

なお、この条例の施行期日は、平成二十九年四月一日です。

### 松茂町農業委員会の委員及び松茂町農地利用最適化推進委員定数条例

この条例は、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律が平成二十八年四月一日から施行されたことにより農業委員会の委員の定数を十二人、農地利用最適化推進委員の定数を四人と定めるものです。

### 松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

この改正は、農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償支給を定めるものです。

### 主な質疑事項

**Q** 法改正による農業委員会の委員等の定数や選任方法の変更につ

いての説明などはどのように考  
えていますか。

**A** 農業委員の定数や選任方法など  
の制度変更について、各地区の  
代表者などに説明の上で事務を  
進めます。

### 平成二十八年度松茂 町一般会計補正予算 (第三号) (所管分)

歳出について商工振興費の委託  
料で七十一万円の減額補正は、海  
水浴場監視及び安全対策委託料の  
確定によるものです。操出金、農  
業集落排水特別会計操出金で百七  
十六万五千円、公共下水道特別会  
計操出金で一千四百九十五万七千  
円の減額補正は、財源調整のため  
補正するものです。

### 平成二十八年度松茂 町農業集落排水特別 会計補正予算(第二 号)

既定の歳入歳出予算の総額から  
歳入歳出それぞれ二百五十一万六  
千円を減額し、補正後の予算の総  
額を歳入歳出それぞれ一億六百九  
十七万八千円とするものです。

歳入の一般会計繰入金で百七十  
六万五千円の減額補正は、歳入歳  
出の財源調整によるものです。

歳出の集落排水事業管理費で二  
百五十一万六千円の減額補正は、  
決算見込みによるものです。

十一月末現在の接続状況は、長  
岸地区が約九三・九%、中喜来地  
区が約六六・八%、北川向地区が  
約七五・四%、事業全体三地区合  
計で約七三・六%の接続率です。

### 平成二十八年度松茂 町公共下水道特別会 計補正予算(第二号)

既定の歳入歳出予算の総額から  
歳入歳出それぞれ六百九万八千円  
を減額し、補正後の予算の総額を  
歳入歳出それぞれ四億七千二百一  
万二千円とするものです。

歳入の一般会計繰入金で一千四  
百九十五万七千円の減額補正は、  
歳入歳出の財源調整によるもので  
す。雑入で六百三十四万三千円の  
増額補正は、平成二十七年消費  
税の額の確定による還付金です。  
負担金で二百五十一万六千円の増  
額補正は、公共下水道受益者負担  
金の増額によるものです。

歳出の公共下水道建設費で五百  
八十七万二千円及び公共下水道管  
理費で百九万八千円の減額補正  
は、決算見込みによるものです。

流域下水道費で九十七万二千円の  
増額補正は、徳島県が最終処理場  
管理棟の津波防護壁整備工事を追  
加発注することに伴い、本町の負  
担金を増額補正するものです。

十一月末現在の接続状況は、公  
共汚水ます設置戸数一千二百二十戸  
に対し、接続完了戸数が六百十八  
戸で約五五%の接続率です。

### 平成二十八年度松茂 町水道特別会計補正 予算(第一号)

このたびの補正は、給与関係の  
予算の組み替えと資本的収支で公  
共下水道事業に伴う配水管布施替  
費を事業の確定により減額補正す  
るものです。

### 教育民生常任委員会

委員長 佐藤 道昭

付託された議案六件は、原案の  
とおり可決いたしました。

この審議の中での主なものを報

告いたします。

### 松茂町印鑑条例の 一部を改正する条例

### 松茂町手数料条例の 一部を改正する条例

この二議案については、平成二  
十九年三月から個人番号カードを  
利用して、全国のコンビニエンス  
ストアで住民票の写しや印鑑登録  
証明書などの証明書を交付する  
サービスを開始するため、条例の  
一部を改正するものです。

### 主な質疑事項

**Q** コンビニエンスストアで証明書  
を交付された場合に手数料を五  
十円安くする理由はどうしてで  
しょうか。

**A** 全国的に個人番号カードの普及  
啓発のため、手数料を五十円下  
げている取り組みが多いため本  
町も同様に取り組むものです。

### 平成二十八年度松茂 町一般会計補正予算 (第三号) (所管分)

歳入の民生費国庫負担金で五百

二十四万六千円、民生費負担金で六百十四万一千円の増額補正は、年度末までの見込みによるものです。民生費国庫補助金で五千五百十三万八千円の増額補正は、臨時福祉給付金補助金の追加交付によるものです。

歳出の障害者福祉費で四千四百四十六万三千円、老人保健費で一十五万五千円、増額補正と児童福祉総務費で一千四百二十三万一千円、幼稚園管理費で一千八十八万七千円の減額補正は、年度末までの見込みによるものです。

なお、児童福祉総務費の補正予算の中には平成二十九年度から子どもはぐみ医療の対象範囲を中学校修了まで拡大するために必要な事務費が含まれています。臨時福祉給付金等給付事業費で五千八百三十万円の増額補正のうち五百百万円は、国の追加交付で、消費税引き上げによる低所得者層への配慮として、平成二十九年四月から平成三十年九月まで、消費税引き上げ延期期間の二年六カ月分を一括給付するものです。

なお対象者は、平成二十八年一月一日基準とする低所得者に一万

五千円を給付するものです。操出金の国民健康保険特別会計繰出金で百五十三万円の減額補正、介護保険特別会計繰出金で二百七十一万三千円の増額補正は、年度末までの見込みによるものです。

### 平成二十八年年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ七百四十九万四千円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ十九億一千四十一万七千円とするものです。

歳入の国庫支出金で四千三百五十九万五千円、前期高齢者交付金で五百五十四万円の減額補正及び共同事業交付金で二百三十二万一千円の増額補正は年度末までの見込みによるものです。一般会計繰入金で三百三十七万二千円の減額補正及び繰越金で四千二百六十九万二千円の増額補正は、歳出の増額補正分の財源として充てるものです。

歳出の一般療養給付費で一千七百三十一万一千円、一般高額療養費で

一千三百四十九万五千円の増額補正及び後期高齢者支援金で一千百三十三万六千円、介護納付金で七百九万六千円、共同事業拠出金で一千八百七十四万四千円の減額補正は、年度末までの見込みによるものです。

#### 主な質疑事項

**Q** 介護納付金はどのような考え方でどこへ支払うのですか。

**A** 国民健康保険に加入している四十歳から六十四歳までの方が納めている介護納付金を社会保険診療報酬支払基金に拠出して介護保険に納付されるものです。

### 平成二十八年年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第二号）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五百三十九万八千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ十億六千十萬四千円とするものです。

歳入の一般会計繰入金で二百七十一万三千円と繰越金で二百六十八万五千円の増額補正は、歳出の増額補正分の財源として充てるも

のです。

歳出の施設介護給付費で百四万三千円及び高額介護給付費で百三十六万円の増額補正は、年度末までの見込みによるものです。

### 平成二十八年年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三十七万円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ一億六千三百六十八万三千円とするものです。

これは、人事異動及び職員の給与に関する条例の改正によるものです。

### 全員協議会報告

平成二十八年十一月二十九日、議員全員、町長初め担当課職員及び徳島県職員等出席のもと、町づくりに関する重要事項について協議いたしましたので、主な内容を報告します。

## 徳島東部処分場の埋立状況について

一般財団法人徳島県環境整備公社担当者から廃棄物受け入れ開始十年を迎え、徳島東部処分場の埋立の進捗状況は、平成二十七年期末で約二六％です。水質等の管理状況について放流水及び周辺海域において、定期的に水質検査を実施しており異常はなく、維持管理基準を遵守していますと説明がありました。

## 徳島空港周辺整備事業(二期計画)について

徳島県と松茂町が平成二十四年三月に締結(当初覚書は平成十三年六月締結)した徳島空港周辺整備事業(二期計画)に係る覚書の期限が近づいており、徳島県担当者から二期計画の事業実施等については、現下の社会経済情勢及び県の財政事情に鑑み、再年度の延期をお願いしますと説明がありました。

議員からは平成十三年六月の当初覚書締結から相当年数経過して

おり、その間、東日本大震災も発生している。この計画には海岸周辺の整備計画が多く含まれており、県財政は厳しいかもしれないが、徳島空港周辺整備事業(二期計画)の実施を進めてくださいと意見がありました。

## 庁舎の移転スケジュールと機構改革について

庁舎の移転は、年内に完了します。庁舎移転を機会に機構改革として手続きやサービスの関連する町民福祉課、健康保険課の事務分掌及び課名を見直し、平成二十九年一月一日から住民課、福祉課への再編を行いますと説明がありました。

## 意見書について

参議院選挙における合区の解消に関する意見書について協議の結果、意見書を提出することとなりました。

なお、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書については、協議の結果、このたびは提出しないことになりました。

## 意見書を提出しました

### 参議院選挙における合区の解消に関する意見書

日本国憲法が公布されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

現在、我が国の多くの地域が直面している過疎・高齢化、人口減少社会を克服し、それぞれの地域において創意工夫に満ちた地方創生への取り組みを進めていく上においても、様々な状況に置かれた各地域の声を直接国政に反映させることのできる仕組みが極めて重要である。

そうした中、去る7月10日に投開票が行われた第24回参議院議員通常選挙において、いわゆる一票の格差の名の下に人口の少ない選挙区を統合する、憲政史上初の合区による選挙が実施された。

我が徳島県及び高知県選挙区においては、広範囲にわたる選挙区における選挙活動の困難さや、有権者が直接候補者の政見に接する機会が減少するなど、民主主義の根幹に関わる幾多の問題点が明らかになるとともに、有権者の投票意欲の減退による投票率の低下が生じ、地方の民意を国政に反映させる上で深刻な課題を残したと言わざるを得ない。

都道府県制度は、これまでの長い歴史を経て、各地域の文化・歴史に根ざし、かつ国民に広く定着した地方自治の根幹である。都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを参議院において堅持することが我が国の民主主義において最も守られるべき原則の一つである。

については、広範な国民世論を背景として、合区による選挙制度を見直し、法律のみならず憲法の改正も視野に入れて、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを速やかに構築されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月14日  
徳島県松茂町議会

提出先  
衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣 内閣官房長官

## その他

平成二十九年三月から開始するコンビニ交付についての説明と平成二十九年度から子どもはぐくみ

医療費助成制度の改正を行い、助成の上限年齢を中学校修了まで引き上げる予定ですと説明がありました。

# 平成二十八年松茂町議会議員研修

議会議員の視察研修を、十月二十六日（水）～十月二十八日（金）の三日間、千葉県神崎町、東京都瑞穂町、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）において、地域の振興と議会の活性化の取り組みと防災対策について行政視察を実施しました。



神崎町 道の駅「発酵の里こうざき」

## ○千葉県神崎町

千葉県神崎町では、成田国際空港と至近距離を活かし、道の駅「発酵の里こうざき」を核として、産業の振興、雇用の創出、人材育成、観光の振興を図り、首都圏と地域の人・もの・情報が交流する新しい地域拠点を創造する取り組みについて視察をしました。なお、道の駅「発酵の里こうざき」は、国土交通省から全国に一千四十カ所ある道の駅から重点「道の駅」（三十五カ所）、地方創生の核となる道の駅として選定されています。

## ○東京都瑞穂町

東京都瑞穂町では、基地（在日米軍横田基地）があり、状況は異なりますが基地がある議会の活性化の取り組みについて視察しました。まず、瑞穂町と横田基地について概要説明がありました。続いて議会の活性化の取り組みについて、平成二十七年全国町村議会議長会主催の「第三十回町村議会議長会全国コンクール」で編集・デ

ザイン部門で奨励賞を受賞しており、議会だより編集委員会委員長から編集の工夫について説明があ

りました。その後、議会報告会などの取り組みについて質疑等が行われました。



瑞穂町

## ○東京湾臨海部基幹的広域防災拠点

国土交通省関東地方整備局 国営東京臨海広域防災公園、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）で施設見学を行いました。この施設は内閣府と国土交通省が管理する施設であり、それぞれの担当者から説明を受けました。

主な内容は、内閣府担当者から整備の経緯と施設の機能・概要について説明がありました。続いて国土交通省担当者から管理する広域防災公園施設の概要などについて説明を受けました。

このたびの視察研修は、千葉

県神崎町では、「道の駅の取り

組みについて」、

東京都瑞穂町では、「瑞穂町と



東京湾臨海部基幹的広域拠点

横田基地、議会の活性化の取り組みについて」、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）見学という視察であったが、全て本町に必要な施策の取り組みであり、行政視察で調査研究したことを、我が町の振興と防災対策に活かしていきたいと考えています。

## 第60回町村議会議長全国大会

平成28年11月9日（水）正午より東京都のNHKホールにおいて、第60回町村議会議長全国大会が開催され、徳島県内の町村議会議長が参加しました。

大会では、「東日本大震災及び熊本地震からの復旧・復興と大規模災害対策の確立」「地方創生のさらなる推進」「町村税財源の充実強化」「参議院選挙における合区の解消」「地方議会議員の厚生年金制度への加入実現を求める」等の特別議決、要望、決議が発表され、それぞれ全会一致で決定されました。

大会終了後には、シンクロスイマー・教育コメンテーターの武田美保氏による「究極のチームワーク・リーダーシップ」と題した特別講演が行われました。



## 編集後記

表紙の写真は、長原海岸にて平成二十九年の初日の出を撮影したものです。元旦は天候に恵まれ、沖に向かって松茂名産の黒海苔収穫の漁船が見えました。

日ごとに暖かさが増し、梅の開花が終わり桜の開花を待ちわびる、春めく季節となりました。

さて、この二年間、「まつしげ町議会だより」を編集してまいりましたが、現委員による発刊は今回が最後となります。担当がかわりましても引き続き、町議会の運営や活動内容について町民の皆様にはわかりやすくお伝えできるよう取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

### ◆議会広報特別委員会

- 委員長 佐藤道昭
- 副委員長 原田幹夫
- 委員 佐藤禎宏
- 委員 板東絹代
- 委員 鎌田寛司